

令和5年第5回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 5年 5月 8日
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和5年5月8日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和5年5月8日 午後4時35分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、八尋洋一、澤田隆茂、
大野正博

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

藤田満弘、岡部清光

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 15号 農地法第5条の規定による許可申請取下について

報告第 16号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 17号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 18号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第 19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 14号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 15号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 16号 非農地証明願について

議案第 17号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

農政

報告第 1号 土地改良区の解散の認可について

議案第 11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

令和5年第5回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：どうもお待たせしました。では皆さん、こんにちは。ただいまから始めていきたいと思
います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、た
だいまから令和5年第5回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、3番委員の井上さん、それから8番委員の天本さんを指名いたします。

それでは、本日の議事に従って審議を行いますので、よろしく申し上げます。

まず、1ページをお開けください。

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請の取下げに関する件を報告いたします。

報告第15号、議案書のとおり許可申請の取下げが1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、申請人、筑紫野市□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、
外2筆。地目、地積に関しては田で938、合計も938でございます。申請内容としましては、転用
目的が資材置場、契約内容が贈与、構造規模は盛土、整地ということで、取消しの理由としては、
許可基準を満たさなかったためということになっています。これは、昨年9月7日の委員会で、
議案第25号の番号1で審議した事案を取り下げるものです。取り下げた理由としましては、そこ
にありますけど、基準の内容として集落接続という考え方がありまして、その事務所と現場ま
での距離が1キロ以内という県の基準がございますが、そこを満たさなかったためというこ
とでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第16号、議案書のとおり農地の権利移動届出が5件あります。事務局より説明をお願いい
たします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外13筆。地目、地積に関しましては田が1万8,153平米、畑が108平米、合計が1万8,261平米。届出の事由としましては相続で、あつせん希望の有無につきましては、なしということでございました。

番号2、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しましては、田80平米、畑が1,016平米、合計1,096平米でございます。届出の事由としましては、相続。あつせんの希望につきましては、なしということでございます。

続けて、番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積、田474平米、合計が474平米でございます。届出の事由は、同じく相続。あつせん希望の有無に関しましては、なしでございます。

番号4、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外28筆。地目、地積に関しましては、田1万6,244平米、畑が1万329平米、合計2万6,573平米。届出の事由は相続で、あつせん希望の有無に関しましては、なしでございます。

最後、番号5、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外5筆。地目、地積に関しましては、田が9,920平米、合計9,920平米でございます。届出の事由は相続で、あつせん希望の有無に関しましては、なしでございます。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第9号の規定に基づく、同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第17号、議案書のとおり届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては畑44.5平米、合計が44.5平米です。登記上は217平米でしたが、そのうちの一部ということでございます。届出の事由としましては、適用条項第29条第1号ということです。こちらの件に関しましては、この後、議案第15号で農地転用が出ていますけど、それと関連がありまして、現地調査を行った際にそこに農業倉庫らしきものが建っていたので、届出しなさいということで指導した

案件になります。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第18号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明させていただきます。

番号1、届出者、福岡県筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田365平米、合計が365平米でございます。

届出の内容としましては、転用目的が専用住宅、構造規模は木造平家建、工事期間としましては、令和5年5月1日から令和5年9月1日までとなっております。なお、受付月日につきましては、令和5年4月6日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第19号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明させていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□株式会社。譲渡人、筑紫野市□□、□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しましては、田が480平米、畑が34平米。□□ですので、□□の面積が420平米、合計514平米でございます。届出の内容としましては、転用目的はマンションの売買、契約内容は売買で、構造規模は鉄筋コンクリート造り7階建て、工事期間としましては、施工済みでございます。受付年月日は令和5年4月5日でございます。

続きまして、番号2、譲受人、群馬県高崎市□□、株式会社□□ □□。譲渡人、福岡県筑紫

野市□□、□□。届出地の表示は、□□、外1筆でございます。地目、地積に関しましては、田360平米、畑が387平米、ここも□□ですので□□がございまして、366平米でございます。合計で747平米です。届出の内容としましては、転用目的が建売住宅6棟、契約内容は売買でございます。構造規模は木造2階建て、工事期間は令和5年4月30日から令和5年10月30日までとなっております。なお、受付月日は令和5年4月5日でございます。

続けて、番号3、譲受人、北九州市八幡西区□□、□□株式会社。譲渡人、福岡県筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□、外3筆でございます。地目、地積に関しましては、畑が1,214平米、合計も同じく1,214平米でございます。届出内容としましては、転用目的が宅地分譲で7区画となっております。契約内容は売買、構造規模は、盛土、整地、工事期間は令和5年4月26日から令和5年12月28日。受付月日は令和5年4月19日となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

6ページをお開けください。

議案第14号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。6ページですね。1件ありますので、1番について、地区担当委員であります□□委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：説明させていただきます。譲受人、住所、氏名、耕作面積、福岡県筑紫野市□□、□□様。耕作面積はゼロ平米です。譲渡人、住所、氏名、名古屋市緑区□□、□□様。申請地の表示、□□。地積平米数は、畑459、合計459平米です。異動内容といたしましては、申請理由が相手方要望、契約内容は売買となっております。

字図が7ページと8ページに載っております。□□から□□沿いをずっと□□のほうに登りますと、□□から来た市道の合流した地点から100メートルほど吉木のほうに上ったところの右側の2筆目の圃場になります。8ページに大きく字図が載っております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長：よろしいですか。ありがとうございます。では、1番につきまして、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：農地法第3条の案件としましては初めてのケースかと思っておりますので、本日、皆様のほうにお配りしていますA4の横の資料を手元にお出し願います。

何度か農業委員会の中でも説明させていただいていますように、農地法第3条の法律が改正さ

れましたということで、これまでの下限面積が撤廃されましたというお話をさせていただきました。農地法第3条につきましては、この表の下のほうに太く黒で囲っているところ、下限面積（5号）というこの条項は令和5年4月1日に撤廃されただけであって、本来、3条の審議事項としましては、上から、全部効率利用の1号、常時従事の4号、それから地域との調和で6号ということ、ほかに下の枠外の注のところに書いていますけど、農地所有適格法人の場合は2号ということで別段の基準が定められています。こういった基準をクリアして初めて3条の許可を出すものでございます。

以前もちょっとお話をさせていただいたんですけども、結構、窓口で不動産業者の方から「下限面積がなくなって農地が誰でも買える」というような言い方をされて相談をよく受けるんですけども、そうではありませんよと。これだけのことをしますよということです。どういったものを具体的に見ていくかということなんですけども、まず1号に関しては、一番下の「住所地からの距離のみで画一的に判断せず」ということで、経営規模とか作付作物などを踏まえ、機械の確保状況であったり労働力、技術等を総合的に検討するというところでございます。

常時従事ということは、「必要な農作業」ということでそこに書いてありますけれども、農業経営の実態とかそういったのを見ないといけないと。常時従事ということで、ここでは年間150日以上というふうに書かれていますが、作る作物によっては、この150日の考え方が若干変わろうかというふうに考えています。

そういったものを判断する材料として、一番右側に追加書類ということで、本来の申請書類のほかに、耕作証明であったり、事業の計画、それから作付計画など、こういったものを総合的に見ながら判断しないといけないということでございます。

1枚この資料をめくっていただいて、次のページは営農計画書となっていますけども、一応今回こういった形で出させています。一応これまでもこの畑を使って作物を作ってきましたよということで、年間のスケジュールを立てていらっしゃると思います。この部分につきましては、タイトルが「営農計画書」となっていますが、作付計画書というふうな捉え方をしています。ですので、あと機械を持っているかとかそういったものを勘案して、農業委員会の中で諮らないといけないかなというふうに考えておるところでございます。何か基準はないかという話も以前出たかと思うんですけど、それぞれ何を作るかによっても機械とかが変わってくると思うので、その点に関しては個別に考えていかないといけないかなと思っています。

最後のページです。以前ちょっと家庭菜園のお話をしたかと思うんですけど、家庭菜園ということになれば5条の許可の内容になってくるんですが、5条の許可の内容としてはどれが該当しそうですかということで、県のほうの担当者に質問として投げさせていただきました。一応その図にあるような簡単にパターン化したものを、質問形式でパターン1から3まで出して判断し

てもらいました。

パターン1の場合というのは、Xさんの家があって、その隣で農地Aというものを耕作する場合には家庭菜園として見れないかという話ですね。パターン2については、Xさんの家の基準は変わりませんが、農地C、右側の青い水路とかがあって、入るところはちょっと遮られているようなこんなケースはどうですかということと、パターン3が、集落外に住むYさん、右側の円で囲ったところに住んであるYさんが、これらのA、B、Cの農地を許可申請する場合ということで、家庭菜園のケースを考えた場合にどれが該当しそうですかと県の方に聞いたところ、農地法第5条として見れるのは、パターン1の場合だけということと回答が返ってきました。

一応、今話している家庭菜園というのは一つ条件がありまして、地上げをして……。農地は宅地よりも低いですよ。道路よりも低いと思うんですけど、そこを地上げして、例えばブロックとかで囲って敷地の一部として宅地に転用するという考え方が5条になります。ですので、何もしないということであつたら、手入れも何もしないのであれば3条でいいんじゃないですかという話でございました。

ですので、そういったところを当然、現地調査をしながら個別に判断していかないといけないかなというふうに考えていますけど、一応、家庭菜園との違いというのはそういうことでしたので、この場を借りて説明をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

ただいまの3条の件と5条の件も含めて、事例が上がってきた中の説明をいただきました。恐らくいろいろ質問があるかと思しますので、この内容につきまして、質疑、意見のある方、お願いいたします。

まず、この横書きのほうが……。

どうぞ。

○委員：この説明の分は……、申請のほう。

○議長：そちらはこれで終わってから説明としたいと思いますので。

○委員：今、事務局からお話があった分で、家庭菜園でパターン1が基本的にオーケーですよということと言われたと思うんですけど、結局、自分が住んでいる土地の隣が農地で、家庭菜園として欲しいという場合で、家庭菜園を、作付計画とか営農計画で大体年中いろんな作物を作って、農業を150日して、家もすぐ隣ですよということであれば、そして家庭菜園として作物を作ってきたということであればオーケーしますみたいな形だったと思うんですけど、私のところに1件お話が来ている分があって、今回はちょっと上げてないんですけども。

よくあるのが、昔、相続で農地を……。今回もいろいろ申請の中には農地の相続で書いてある

んですけど、農地相続を昔の方は結構共有でされているパターンが多いんですよ。一つの田を、きょうだい3人いるなら3人で共有しましょうみたいな、そういうのがあってですね。単独で誰か、長男とか誰か1人がやればいいんですけど、いろいろもめごともあるんですけど、古い相続の場合は共有されているパターンが多いので、その場合に、例えば途中でみんな高齢になってきますので、そうなる次の相続で判こがたくさん要りますよね。場合によっては、1人が行方不明とか、遠い外国に行ったとか、いろいろ相続問題も発生してきますし。

そういった場合に共有の農地あたりを例えば別の方、このパターンでいくと、すぐ隣じゃないと駄目よというパターンなんですけども、それなりにちょっと離れていて、Yさんのパターンが全然無理なのかなというのがちょっと。これはまだ先々の話で今は無理かと思いますが、そういうパターンが今、ちょっと上がってきているんですよ。結局、隣接の農地ならば県としても許可すると、農業委員としても問題ないかなという話だったんですけど、相続でもらった農地なんかは実際はなかなか、きょうだい分かれていきますので、結婚されたとかですね。そしたら、そういうパターンの場合に、隣接の農地じゃないパターンが発生しているんですよ。だけど、農地としてはずっとそれぞれ共有で持ったままになってくると先々ややこしくなると。そういうパターンの場合は何かいい方法ないかなと思ひましてですね。

でも、今回はまだ……。次のときに議題に上がるかもしれませんが、そういう話がちょっとありまして、そういうところで、もうちょっと何かやりやすい方法をしていかないと、こういうパターンだけでいくと、いろいろ農業委員会としても……。もちろん、そういう農地でも農業をしてみようという条件が、農業新聞かな、今取っていますけど、例えば法人関係で農事組合とか農業法人がされると、そういう農地を取得した場合は、年1回くらい耕作報告みたいなのを上げておけば、ちゃんと農業してますよということが分かるんで、そういうのをしていけば、例えばこういうパターンの場合に、途中でいつでもやめられるので、個人の実地の土地になればですね。実際ずっと続けていかれるかというのは分からないので。近所の人目はあるかもしれんけど、そんなやかましく言う人もいなければ、そのうち農地が農地じゃない、もう何か広場になってしまったとか、そういうパターンもあると思いますので、そういう隣接地のない農地のパターンでも、例えば、毎年農業をやって、こんなのを育てますと。毎年でもいいし、2年に一遍でも、3年に一遍でもいいけど、そういう報告を市なり農業委員会に上げていくという方法で農地を管理していくというのはどうかなと。農業新聞か何かしらとそんなに書いてあったので、そういう方法でしていかないと、先々が相続農地なんか特にややこしくなるんじゃないかなと思ひているんですけど。まあこれは私の意見です。

○委員：まずはこの案件を3条申請でどうするかという議論が最優先なので。今言われた内容は今後の課題でしょうけど。

今回の場合は、8ページを見ていただくと分かりますけど、□□が□□さんの自宅です。隣接したところの□□、今、塗ってあるところが今回の。だから、隣接という……。

○委員：今回は多分……

○委員：だから、この隣接した状態の中で、3条申請、5条申請というのがちょっと想定……、今までやったら5,000平米あったので、これはまず無理ですという話だったんですけど、作付計画、それからずっとここを借りてこの方は農業をしておられたという前提で、現場に行って見て、もう農業をしておられる、それからいろんな機械も持ってあるみたいなところで、会長と私と見に行かせていただいた中で、新たな農地取得ですので今回は慎重審議をしていただこうという案件です。県のほうにも事務局からしていただいた内容で、これでイエスですか、ノーですかという判断を今日決めてもらうというのが、まず今日のテーマですので、まずこれについてお願いをしていただかないといけない。

○委員：事務局のほうがかっちの説明されたので、かっちのほうで質問があったものですから。

○議長：□□委員さんの言われたことは分かりますので、それは併せてしましょうかね。基本はこちらを先にして……。

○委員：□□委員の今回の申請は、多分、自分としては、県に聞かれたこの申請でオーケーで、県がこのパターンだったらオーケーですよという、1のパターンですね。であればいいのかなと私は思います。

○議長：それで、実はこれが3条で上がっているんですよ。農地として買われる。今までできてあったものというような言い方にしているんですが、これがこの場で認められるかどうかですね。

○委員：下限面積、もう限度はないということで、また強引に□□さんが言っているんじゃないかなと思うんですよ。過去からずっと何十年か、実質、俺が耕作権を持っているんだと言わんばかりに作っているから。作付計画なんかは確かにこれ、相当作り慣れた人じゃないと、播種、それと収穫、この時期をこれだけ書ける人。本当にできるかどうかはちょっと疑問もありますけど。

○議長：現に作ってあるんです。

○委員：作ってあります。

○議長：それに近い物を、全部ができていないわけじゃないですが。

○委員：下限面積で、それ1本で来られたら、県がどの程度言われたか知りませんが、やっぱり方針として、うちの委員会はこういうパターンがどんどん今から増えていきますよということですので、やっぱり慎重にしていたほうがいいんじゃないかなと、私はちょっと心配しております。

以上。

○議長：それで、菜園の場合であれば、5条で宅地化した形で購入していただくという形が基本はあるんですよね。基本的にはそうせざるを得ない。ところが、今回はちょっと、ずっと作られておるし、現実ここにあるように相当の数を作っていました。倉庫もございます、農業用倉庫もお持ちです。そういったこともあったもので、どうしようかと言いながら、一応これで皆さんに問おうと、3条で。

○委員：将来的には、5条申請は行わないということですか。

○議長：そこは直接は聞いてないです。

○事務局：基本的には3条だけかなと。

○委員：現状では3条ということ。

○事務局：農地として使う。

○委員：使うということでしょう。でも、5条申請もあり得るということなんでしょう。

○事務局：ただ、県の担当課からすると、先ほど話が出たように、離れているところ、隣接していない場合には3条じゃないですかという意見です。ですので、結局、隣接している場合、そして、そこを地上げして塀で囲む、もう一体で隣にありますよと取り囲むようなケースだったら家庭菜園と見ますけど、そうじゃない場合、そのまま耕作していきますよということであれば、もう3条で見ていくしかないという判断になってくるかと思えます。

○委員：そこでしょうね。3条と5条の規定をどう判断するかというのが、やっぱり重要になってくると思うんですよね。

○委員：しかし、3条と言ったら大体、本来からいうと、Aさんという農家がBさんの農地を農地として買いたいからということで、農地の促進をするために3条でしたと思うんですけどね。この方は昔からどういう方法で借りていたのか、賃貸借なのか知らないけど、どういったつもりで長年……。

戦後の農地改革で言えば、日本も戦争に負けた当時はもう大地主がみんな小作人に取られた状況なんですよ。日本の第2回目の時期を迎えるのが今なんです。今、小作を取っておけば、昔の戦争、昭和23年に農地改革した小作人全部、簡単な言葉で委譲していいよというぐらいになってくるかと思うんですよ。もう戦前の状況によく似た状況が今出ていますので、ちょっと私も注視してます。

○事務局：一応今回仮に許可とした場合にも、例えば来年とか、また2年目とか3年目とか、農地パトロール等でちゃんと耕作しているかとか、我々も現地に行ったついでに見ていくというようなことはしていかないといけないかなと。ほかの農業委員会の職員の方と話すときも、そういう中で耕作されてない土地については許可を取り消しましたということも聞きましたので、そういう作業というのはこれから農業委員さん、あるいは推進委員さんの仕事になっていくんじゃ

なかろうかというふうに考えております。

○委員：現状では、ブロック塀の囲いもないし、地上げもないという状況なんでしょう。現状、変更許可願が出た場合は5条と併せて行っていただくということになるんですか。

○事務局：それとか、ちゃんと耕作してくださいねというか、農地パトロールでやっているような意向調査みたいなものをかけていきながら、どうしますかという把握をしていきながら、適正な農地管理に努めてもらうように市のほうから指導していかないといけないかなというふうに考えております。

○委員：それは大事なところだろうと思うんですよね。

○議長：ですから、農地として残すのか、宅地化するのかによって……。宅地化してしまえば、それはもう我々の範疇を外れますからいいんですが、農地として残した場合に、家庭菜園的な部分の規模が大きい形の場合、やっぱり今言いましたような形で確認なりが今後の中では出てくるだろうし、実際、こういった計画書も出していただいていますので、そういった中ではどうかと。それで、皆さん全体にお諮りして、御意見を聞きながら最終的に決めていきたいというふうに思いますので。

○委員：だから、申請は3条でしてあるけど、これは県のほうに聞いたのは5条の場合の許可の……。

○議長：そうですね。

○事務局：家庭菜園として……。

○委員：3条ではできない……。

○議長：菜園の場合。

○委員：家庭菜園として。農業じゃない。

○委員：農地じゃないというわけですね。

○委員：□□さんって、前、農地を売られた方ですよ。自分の土地、持っていらっしゃったでしょう。何か売買してらっしゃらなかったかな。何か上がっていたような気がする……。

○委員：いや、売買で、たとえ□□さんが手に入れられたとしても……。

○委員：トラクターやら持ってらっしゃる……。

○委員：持ってある、持ってある。

○委員：持ってらっしゃるでしょう。だから、多分、基盤整備の土地を売ってらっしゃるんですよ。何か議案に一遍出たような気がする。

○委員：ちょっとそこは調べていません。それで……。

○委員：売ってあるということは、農地がないということはない……。

○委員：そこはちょっと確認しないといけないかもしれない。同時に今回、この5,000平米撤廃

というか、農地法の中で不動産屋さんたちが既に周知しているわけですよ。だから知恵をつけるわけですよ。要は、農地としてじゃなくて宅地化も一つの考え方があるものだから、□□さんのほうに来た申請もあるし、私のほうにも2件同時に来ました。

今日皆さんに審議してもらわなきゃいけないのは、これが一つの、オーケーかノーかの大きな分岐点なんですよ。だから、より慎重に審議していただかないと、今後こういうのはオーケーですよ。前はオーケー、今度は駄目というわけにはいかない。これにもう不動産屋さんが今絡んできているということをまず十分に頭に入れておく必要があると思います。

私のほうは、ねっちりねっちりやりましたので、もう断られ……。新興住宅地のところだったものですから、水路はあり道路はあり、「5条申請ですか」と言ったら、「いや、3条」と言われたから、「それはもう無理ですよ」ということで取り下げてもらったんですけど、今回の場合は、現場に行くと、きれいに草を切って、長年野菜を作っておられたなというのがすぐ分かるような状況でしたので、今まではどうだったのかなと思ひながらですね。

これを認めるか認めないかということは大きな分岐点ですので、会長も言われたように、1回3条申請を認めたら、はいオーケーですよというわけじゃなくて、やっぱり確認作業を必ず農地パトロールのときにはすると。もしそれをしてなければ取り下げてもらわないといけないということを、この前、話をしたような。つまり、確認作業をですね。申請が上がってきた以上はここで審議しなきゃいけませんので、ちょっとそこを。まだ5,000平米が取っばらわれて、話が来た最初の案件になるものですから、より慎重審議でお願いしたいという部分ですね。より慎重に扱ってもらいたいがために、会長が今申されたんですけど、そういうことで、まずはこの農業委員会で審議をしていただいた結果で、この場合はまずどうなのかというところをちょっと……。

○委員：5条で申請すると結局、宅地なり雑種地で地目を変えることになると思うんですけど、そうすると将来的には宅地化もですよ、農地を外れますので。そうすると不動産屋さんの思うつぼ、逆に言うんですね。

○委員：いや、どっちにしても3条で通ってしまって、□□さんが「俺はもうこんなに作付し切れない」ということになったら、もう農地転用になりますよ。分かります？ 3条でたとえ今回通ったにしても、将来は459平米分は農地転用。「農業はできないから」と言って。間違いなく、なります。

○委員：考え方として、農地だったら固定資産税が安い。これが、5条申請して別地目になった場合は固定資産税が高くなる。そういう考え方の下に、こういう申請をされることがあったらまた困りますしね。

○委員：一つ確認いいですか。この例題の中で、既存の宅地に取り込む形で農地Aを5条許可申請する場合、これは囲み込む場合は5条でしょう。それ以外で、家庭菜園だけする分だったら3

条？

○事務局：今までどおりに、何も扱わずに、そこに野菜とかを作られる場合には3条です。

○委員：3条。

○事務局：はい。という考え方になると思います。ですから、普通、家を建てたりするときなんかには地上げして、そこに塀を囲って、防犯上ですね。こういうイメージを想定しているんだろうなど。そういう中で、そこにいろいろ野菜とかを植えるのも家庭菜園というふうな定義にされてあるみたいです。

一応そこら辺を、先ほどちょっと出た、□□委員もおっしゃっていましたが、不動産業者の方は下限撤廃のことだけを言って、誰でも農地が買えるみたいなことを吹き込んで、結構相談が窓口が増えてはきております。

ただ、今みたいな、今日説明したような内容、申請のためにいろんな書類を作ってもらわなきゃいけないし、「どういうふうに農業のことをお考えですか」という話をすると「そこまでは考えていませんでした」ということで帰られた方もいらっしゃいます。ですから、結構そういう話でちまたにうわさとして広まっているのかなと思うので、事実を伝えてちゃんと説明しながら、1件1件……。申請することはできますけど、上がった以上はそこで可否を決めながら、最終的にはその経過を見ていかないといけないかなと思います。

○委員：付随して、私たちの□□のところもそういう人がいました。畑を作り切らんとって、□□から何十人という人が借りに来ているんですよ。□□市の□□とって、□□さんが持つてある田とかを貸してあるんですよ。□□さんは亡くなったけど、もうその後、自分勝手に。あぜが崩れても知らんふり、区役も出ない、草を刈ってても知らんふり。もうそんなふうで、結局その人たちは□□の□□の人の土地を二、三十人で借りて、□□の人が我が車に乗って、放置して、我が身は……。言っちゃいけないけど、都会風吹かせて移住してこないでと、どっかの市町村が言ったでしょう、首長が。都会風吹かせて農業をするもんじゃないと。郷に入れば郷に従えできちとやってもらわないかんという、もう日本全国的な大問題になると思います。特に中山間地はね。

特に筑紫野なんかまだ少ないからいいように思うんですけど、この3条、5条の問題で、区役とか、やれ農事組合に入る入らない、水利組合の負担金ある、そういう家屋敷の前の側溝掃除だけするんじゃなくて、農道の区役、作道、道の補修、何もかもをするような人じゃないと、ただ下限面積がないから1反ぐらいいいでしょうとってぼんと来られたら、これはもう、もともとしていた人の農業をする意欲を削ぐ。そして、その人たちは都会風吹かせて、そういうのは知ったこっちゃないよって。それは昔からしてるあなたたちがしなさいよということになりかねないからですね。よほどこういうのはちゃんとして。早く欲しい人は欲しいだろうと思いますけど、

やはり研究しないといけないんじゃないかなと思って、ちょっと注視しております。

以上、心配なんかしておりますけど、結論はあんまり急いだらいかんなどちょっと思ったりもしています。

○委員：それからまた、これは地元同意、水利組合なり区長さんなりの同意は取れるんですか。

○事務局：根拠がないので、結局、申請のためにこういったものを書かせなさいとかいう中には入ってないんです。

○委員：入ってないんですね。

○事務局：はい。取りたいところですけど。

○委員：これからはそういうのも必要になってくるんじゃないですか。

○事務局：結局それをしていくときに、法律上、何も規制がないので、「出さなくてもいいじゃないか」と言われたら、そうですねと言うしか……。

○委員：筑紫野市の条例では制定できない？

○事務局：そこまではほかのところでも事例とかはないですね。

一つ、私もちょっと考えていたのが、以前の法律の中で認められていたような下限面積の特例みたいなものですね。例えば、法律で5,000平米というのを3,000平米とか、そういうこともちょっと検討した時期があったんですけど、国が先にそれをするなということで、つくっているところは全部廃止しろということで。1月でしたかね、この委員会の中で下限面積の話をしたときにその条項も外しましたので、全国的にはどこも何も条件をつけていないと。

○委員：条件なしですか。

○事務局：はい。ほかのところの農業委員会の方と話したときには、それこそ極端な話、くわとかそういったものを持っていたりしたら、それでもう認めているというところもありました。

○委員：ただ、くわを持っているというだけでもう認めているということですね。

○事務局：極端な話。だから、それを慎重にしていけないといけない部分もあるかと思うんですけど、そこは聞き取りとかしながら、ずっとその方が作ってもらえるかどうかとか、これまで管理されたかどうかとかいうところの聞き取りは大切になってこようかと思うし、そういった部分を一つの担保として判断材料にしていかがるを得ないのかなというふうに思います。ですので、私も窓口に来られたときには「いつから作っているんですか」とか、どういうふうにしてそういうふうな経過が分かるような説明とか、分かるように資料の中に入れてもらいますので。

○委員：今の件なんですけど、不動産屋さんが入っていらっしゃるんですかね。入っていらっしゃるんでしょう。

○委員：はい。

○委員：ああ、分かった。□□さんという方が相続で、お父さんのあれをもらってあるんですよ

ね。私、この件、何年か前に関わったことがあります。この方の土地は、不動産屋さんが中に入って動いてあります。うん。何年か前もそうだったんですよね。今までずっと田を、□□さんという方が管理されたのを、不動産屋さんが入って、□□さんという方のお父さんから。その横に□□さんという方がいらっしゃって、□□さんがいじめられたって。だから、その代償としてこの土地を下さいと言って、□□さんの土地を買われました。売買という形で。それは不動産屋さんが中に入られて、すごくいじめられたからということで、賠償というあれで来ましたということで。話はつきましてって言って。□□さんは名古屋のほうに住んでおられて、実際こっちにずっと住んでいらっしゃらないんです。基盤整備の田は□□さんがつくって、今いらっしゃいます。割と、□□さんが買われたところは□□さんがいつも草が生えないように、水はかからないからと言って、いつもすいて、きれいにされてたんです。中に不動産屋さんが入られているから、私、問題になるかなと□□さんのあれで思いました。□□さんも、土地は農地を持っていらっしゃったけど、多分売買されていると思い……。あるんですね。だから、多分、農地持っていらっしゃらないんです、今ね。ないんでしょう。ないよね。だから、不動産屋さんが、その横の土地はもうどうせ□□さんが亡くなっちゃったら、みんなもうパーになるから、今のうちにどうかしておかないとって、その手で不動産屋さんが入っていらっしゃいます。

○委員：その不動産屋というのは、代物弁済か何かで取り上げたということになりませんか？

○委員：□□さんの土地もいっぱいあるんですよ。

○委員：代物弁済か何かで、取り上げたということですかね。

○委員：あ、前でしょう。

○委員：うん。

○委員：そうそう、いじめられたと言ってね。いじめられたから□□さんが、えーとね……。1反ぐらいあるかな、その田を、こんな横なんですよ。そこを取られてらっしゃるというか、売買という形でね。もう誰もこの人いらっしゃらないから、□□さんがいつもきれいにしよった。そしたら、不動産屋さんも言わんで、直接私のほうに不動産屋さんが見えて、こんなふうですからということで要請があったんですね。だから、ちょっとね。□□さんがこっちにいらっしゃらないから、だんだんこの人の山も土地も全部、亡くなったらなくなりますけど、そんなふうでその方が入っていらっしゃいます、不動産屋さんが。だから、□□さんはもう田んぼも全然ないし…。

○委員：何年前ぐらいの話ですかね。何年ほどなります？

○委員：えっと、もう三、四年前かな。そうでした、□□さんがいじめられたということで。□□さんは全然そんなこと知らないよということで、「いや、実はこんなふうで見たけど御存じですか」と聞いたら、「いや、知らない」と。だから、□□さんに直接電話したら、「ああ、も

うそうよ。こんなふうで言われたから外したんだよ」ということを言われました。だから、□□さんも、どう動いたか分からんけども、勝手にそうやって不動産が入るならいけないもんなど言っただけで、そういう状況でした。だから、この□□さんの土地は、大概不動産屋さんが入っていらっしやいます。

○委員：農業委員としては、3条の申請なのか、5条の申請なのか、駄目なのかですよ。

○議長：今まで3条として……。

○委員：3条申請で上がってるから。

○委員：ああ、3条。3条だったら農地のままで、処分されるときは農業委員会にかけないといけないじゃないですか。そこはチェックできるけど、5条だったらもう完全に宅地なり、農業委員会を外れて、あとは元には戻らない。その違い。

○議長：縛りは利きますね、土地が。

○委員：3条はもう農家が農地をして申請するという事だからね。

○委員：今日の問題は、□□さんが土地を使って農業をされるかどうかですよ。今いろいろおっしゃっているのは想像でしか言っていないから、先のことは分かりませんからね。□□さんの考えも分かりませんよね。今まで聞いていると、□□さんがちゃんとやってこられて、先々もやりますよと。農地も残しますよと。だから、それを我々、今ここでどうするか判断するかと思うんですよ。だから、条件として先々1年ごとにチェックするとか、もちろんそういうのも必要ではあるでしょうけども、実際は□□さんがいかに農地を残してやっていただけるか、それを確認できれば私はいいような気がしますけどね。

先のことは、我々は悪いことばかり言います、何でも想像だから言えますよ。売るんじゃないかとか。不動産が入っても、不動産屋さんは多分売買で間に入られてるんですからね。土地をどうこうするというのは買った方がどう利用するかですからね。だから、そこは僕、不動産が入ってもいいと思うんですよ。不動産屋がそれを買って、3条で申請はして、今気にしているけど、先々売ろうと思っていることはないことはないと思うんですけども、それは分かりませんから、我々ではね。だから、今までやってきているという実績があれば、しかも今もきれいにされているということを会長その他見られて判断されているということは、一応ある程度、先々ちゃんとやりますよという保証をいただければ、私はやっていただいて、農地を生かしていただければいいと思うんですけどね。

○議長：現実、見に行きましたところは、確実にその方が、どういう契約で作ってあるかは分かりませんが、ぴしゃっと作ってあるんです。造圃をずっとして、トラクターとかもちゃんと倉庫が別にありまして、同じところの横に、宅地内のほうのですね。そこには玉ねぎ等も干してあっていろいろされています、現実、その方が借りているものか、確かに何らかの形で借り

であるみたいですね。ずっと作ってあるみたい。それは間違いありません。

ただ、それだけで認めるべきかどうかというのはですね。面積も極端に多くはない、少なくとも、中途半端なところであり、3条でいけば、将来的にはこれをまた変更するためには、この農業委員会にまたかけてもらわないといけないというのが一つあります。だから、本人さん含めて、現状作られないようになったら戻すといってもちょっと難しくなるし、そのまま農地として持っていてしか方法はないですね。そして、いよいよ売られるときには、5条なり、ほかの方法になって。集落、周りは家が結構建ち込んでいますので、そういった部分はあるかもしれないかなというふうには見たんですけど。ただ、それを皆さんも一遍見てもらって考えたほうがいいのかなという気も、今ずっとお話聞いていてですね。

○委員：心配なのが、農地を持っていないで家庭菜園として使用するのか、農地として使用するのかというのがはっきりしてないところですね。

○委員：□□さんも結構年齢的にはもう上のほうなんですよね。だから、あと10年ぐらいは農地として借りていても。まだ□□さんが亡くならない限りは借りられると思いますよ。

○委員：この方は、できた野菜とかは出荷とかされているんですか。

○議長：いや、出荷されてないです。

○委員：やっぱり家庭菜園のレベルなんですね、知り合いに配ったりとか自分たちで食べたりとか。

○議長：相当な量になります。

○委員：相当ありますよね、やっぱり。

○委員：借りても借り賃は払われてないと思うね。管理賃だけでね。一反もう全部、家庭菜園じゃないけど、農地として借りてもね。それを足したところでね。

○委員：このようなケースが今後ますます増えてくると思うんですよね。

○委員：いや、これから増えますよ。

○委員：増えますね。

○委員：24日に今度あれがあるじゃないですか、研修会。あの前に農業委員さんなら農業委員さんだけ見てもらったら。

○議長：できたら皆さんに。

○委員：現場を見てもらって。

○議長：失礼ですが、24日の日に研修会をさせていただくような方向でしておりますが、ちょっと時間的にはかつかつなところではありますけど、現場をちょっと見ていただきましようかね、皆さん方に。そして、そうした上で。来られない方は仕方ございませんが、農業委員さんは特に来ていただきたいし。そして、こういう状況の中で、これだけの面積があって、周りの状況を見

ていただくと水路があつたりいろいろありますので、そこら辺を判断材料として、将来的なものを。先ほど言いましたような農業委員会として確認業務を毎年やっていくとか、そういったことをするための現場行きを考えてみたらどうですかね。要らんことですかね。

○委員：目合わせじゃないけど、初めての経験の中でね……。

○委員：ただ、あれですよ。本人さんと話せるわけではないんだと思いますので、本人さんが、買われる方がどういうつもりで買われるか、なぜ買いたいのか、今までの借りる形では不都合があるから、その理由だけしかもうないんじゃないかなと思うんですよ。

○委員：そうですね。私自身も借りて作りたいとは思いますが、後のことを考えたら借りっ放しのほうがいいような気がするんですね。

○委員：そう。そして、その理由だけをはっきりしていただいて、あと今後それを継続して使っていたらいいのであれば。もう現状、見られているんで、きちんと管理されているのは間違いないし、見に行っても同じことだとは思いますが。

○委員：確かに今、団地の方がうまいこと野菜を作っている。はっきり言って地元の本職の農家の方よりもうまいです。はっきり言って、うまいです。福岡市に行っても、春日市に行っても、どこ行っても。地元の方は、農家は人手が足りないからそんなに手を入れてない。できないんですよ。そうだけど、都会の方はね、口もうまいけど体も動く。

○委員：ただ、隣接地で今までされているという中では、全くまた意味合いが違うんで。

○委員：そうですね。

○議長：今後、将来出てくる可能性が、またいろいろどんな形で出てくるか分かりませんが、出てきますよね。そこを含めて考えたときがありますので、本人の意向は、言われたとおり大事だと思います。同時に……。

○委員：今までずっと借りてあつた分が、今になって急に買いたいとおっしゃるのはなぜかということはやっぱり知りたいですね。いや、本当に、例えば理由が高齢の場合、いつ死ぬか分からなくて……。

○委員：下限面積がなくなって……。

○委員：いやいや、ないけど、買うということは、先に何か得なことがあると思って買うんじゃないですか、それって。自分だけが考えたら……。

○委員：今までの農家があまり当てにならないんで新規就農という言葉とかね。外国人の雇用計画、それ以外に国が自分たちが墮落しないようにそういった政策をしてるんですよ。そういうのも見破らないとね。だから、新規就農者というのは労働力を外人に頼ると……。

○議長：さっきちょっと言いましたように、行かなくても本人の意向が何で今頃になってというのもあります。ただ、将来のこともあるので、こういう案件というのも大事なかなとは思いますが

けどね。

○委員：いろんな形が出てくると思うので、やっぱりその都度条件付というのをやっていかないといけないんじゃないですかね。

○委員：本人を飛ばしていくことではいけないと思うんですよね。内容を確認した上で、きちんとした判断をしていかないと。

○委員：売るほうも理由があろうし、買うほうも理由があるし、間には不動産が入っているかもしれないし。

○議長：そこの理由をまず一つ確かめましょうか。そして、24日にもし行けるなら、行ける人だけでも現場で見ながら、どんなものですよというのを考えてみるのはどうですかね。まず本人の意向というのは、言っていただきましたように大事と思いますから。あと、いろいろ御都合もありましょうから、24日の研修会はぜひ、地域計画をつくる話になりますから、ぜひ来ていただきたいんですが、現地のほうはできるだけ都合のつく方はお出でいただくということで。

○事務局：24日は2時から、市役所の403会議室です。もう取ってあります。もう一回最後に周知はしますけれども。

○議長：1時間くらいで終わる……。

○委員：現地集合？

○委員：いや、市役所に行って、みんなを……。そんないっぱい行っても困るよね。

○議長：では、1時集合か、12時半……。

○事務局：ただ、私たちは会場で県の方と打合せがあるんです。委員さんだけで行かれますか。

○委員：うん、前段整理だけしてもらって……。

○議長：前段整理って、本人さんの意向？

○委員：意向確認はしてもらっておかないと。

○事務局：24日に会うかどうかという問題はありますけどね。

○委員：いや、その前に。

○事務局：ああ、分かりました。その前に。

○議長：会うか、話して、電話で。

○事務局：24日が駄目でも、その前に話を、聞き取りをしないといけないですね。

○委員：電話でもいいから聞いて。

○議長：何で今になってこんな形を出されたのか。

○事務局：そこはちょっと、本人さんに。

○安樂局長：当日は本人さん、いなくてもいいですよ。そこは。

○事務局：ですね。

○委員：現場だからね。

○委員：現場に行くときは何時に集合するんですか。

○事務局：また別行動みたいですので、今は1時とっています。

○委員：1時だと、1時後に……。

○事務局：だから、2時には始まって……。

○委員：2時に始まるからさ。

○委員：終わる時間が大体どのくらいになるんですか。

○事務局：そこまで打ち合わせてないんですけど、多分1時間半から2時間ぐらいを見えています。3時半から4時ぐらいに終わって、それから移動という話になるかなと思います。

○委員：夕方。

○事務局：終わってからということで。

○委員：終わってから現地。

○議長：すいません、時間が相当かかりましたが、3条の新しく出ました分、これにつきましては今、段取りも、バス等聞いてもらっておりますので、まず本人に、何で今頃こういう形で出されてきたのか、ちゃんと作られていて。ただ、恐らく賃貸借契約とかそういうやつを結んでないと思います。闇で作られているんだろうと思います。段差も2段あるような形のところでありましたし。そういったことでありますが、ちゃんと作られているのは現実です。だから、ちょっとそこら辺を事務局のほうから尋ねていただくようにします。

そして、それに基づいて、現地を、初めてのケースでございますので、短時間で見に行きたいと思います。終わってから行くようにしましょうかね。時間が若干遅くなりますが。それで、向こうのほうの方は車に乗って行かれる場合もありましょうし、マイクロバスをぜひ、ありましたらこちらで準備したいと思います。

ちょっとこの件は結論を先延ばしにしたいと思いますが、いいですか。

(なし)

○議長：よろしくお願いいいたします。長くなりまして申し訳ありません。では、議案第14号につきましては、現地確認を含めて本人の意向、こういったものを聞きまして、次回に判断したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

続いては、9ページをお開けください。

議案第15号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1件ありまして、地区担当委員の□□番委員の□□委員、説明方よろしくお願いいいたします。

○委員：番号1、申請者の住所、筑紫野市□□、□□。申請地の表示ですけども、□□。地目が畑で、地積が172.5平米。申請内容としましては、転用で無蓋駐車場、青空駐車場を予定されて

おります。構造規模、一応、整地をされます。一応簡単な、なるべく費用を抑えてほしいということによってありました。工事期間が、令和5年度7月1日から令和5年8月1日。審議事項としましては、農地の区分は第三種。先ほど言いましたように自己資金100%で借入をしません。開発許可は不要。用排水処理の承諾書添付、水利委員さんからのものですね。都市計画区域は市街化調整区域になります。

現状は畑で、小さな小屋が立っております。一応その小さな小屋のほうは、先ほど事務局から説明がありました3ページの□□さんの届出、これが結局、倉庫が建っていたんですけど、申請が通ってなかったということで、現地確認されたときに別途お願いしますとなりました。畑として今まで貸してしまっていて、夫婦の方がされておりましたけど、配偶者の方が1人亡くなられて、もう1人ではできないということです。

□□さんのほうは、もともと□□さんが不動産業とかをされておまして、農家ではあるんですけども、当該地等を畑としてはちょっと自分は管理できないというところで、場所的にも、地図が10ページ、字図が11ページにありますけども、場所は、□□から□□の前を通過して、□□線の□□の手前のところになります。橋の下の北側になりますけども、ちょうど入り口としては、□□を通過して□□の横から入って、その裏側になります。場所的にも、周りにはもともと□□とか□□が近い関係がありまして、大小の農地を転用した駐車場が混在しているところなんです。面積としては172.5平米なので、5台ほどの青空駐車場として、先ほど言いましたようにそんなに費用をかけず整地をし、貸し出して、その土地を管理していくということです。

一応、転用で今回申請がっております。敷地の手前側は公道がありまして、字図で行きますと北側のほうには水路がありまして、現状が畑ですので、もちろん以前からも田としては利用されておられませんし、水利委員の承諾もありますし、水利的には問題ないと思っております。一応、4条の申請をしたいということで、申請が今回上がりました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件についての質疑、意見のある方、お願いいたします。場所分かりますかね。イオンのところですか、反対側ですか。ございませんかね。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

12ページをお開けください。

議案第16号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

2件ありますので、それぞれ行きたいと思います。1番について地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひします。

○委員：申請人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□様。申請地の表示、□□。地積平米数は畑695平米です。申請内容といたしましては、当該地は昭和62年より耕作放棄地となっております。現在はもう山林化しております。そこは私、山と思っていたんですけど、畑だったそうです。申請が上がっておりますので、御審議をお願いします。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：今、説明をいただきました件、何か質疑なり意見のある方はお願ひいたします。

○委員：字図が13ページと14ページに載っておりますけど、□□いを□□方向に、川沿いを上っていきまして、ちょうど□□という□□が□□にあるんですけど、その□□に入る前の角地、道路に面した角地の場所になっております。よろしくお願ひします。

○議長：何かございませんか。

(なし)

○議長：それでは、この件につきまして、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。

2番につきまして、□□番委員であります□□委員、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：それでは、私のほうから説明させていただきます。申請人の住所が、太宰府市□□、□□。地積は畑347平米。表示は□□です。この土地は昭和35年より耕作放棄地となっております。今は雑種地となっておりますが、もう竹やぶみたいな形になっておるところでございます。平成19年に相続をなされておりますが、それからずっと耕作放棄地のままです。図面が15ページ、16ページにございますが、16ページの上の53辺りはもう山林となっております。山林のすぐ横でございますので、よろしく御審議をお願ひいたします。

○議長：事務局より補足ありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対して、質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その先をお願いいたします。

議案第17号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：例年6月の農業委員会の中で、説明、審議させていただいている農業委員会事務の実施状況の公表についてという審議内容のものでございます。審議の後、6月末までに公表するというので例年行っておりましたけども、法律の改正に伴って、審議を行っていただくスケジュールがちょっと変わってきております。活動計画と併せて最適化活動の目標を4月末までに、そして点検評価、昨年度の分については事務の実施状況として6月末までに公表するというふうな流れに変わってきています。

これから審議していただく最適化活動目標の設定等という内容につきましては、この提出等、公表のスケジュールの関係で福岡県には報告済みになっておりますが、農業委員会の手続上、審議の過程を省くことができませんので、ちょっと順序が逆になってしまいましたけども、本日、説明させていただいて、審議いただくということになっています。

内容としましては、3月に定例会で別の最適化指針というものの説明をさせていただいたんですけども、その内容と同じ部分もございますので、これからどうぞ審議のほど、お願いしたいと思っております。

まず、説明ですけれども、18ページから説明させていただきます。

令和5年度の最適化活動の目標の設定等ということで、1、農業委員会の状況ということで、令和5年4月1日現在となっています。

1番、農業委員会の現在の体制ということで、農業委員と農地利用最適化推進委員を分けて、項目ごとに数値を記載させていただいています。参考までに、去年は旧体制で説明させていただいたんですけど、今回は現在の体制での数値になっています。

次に2番、農家・農地等の概要の部分になりますけれども、これに関しましては、5年に一度

行われる農林業センサス等の数値に基づいた数字を当てはめています。数値等については、お読み取りいただければと思います。

続いて、19ページになります。

こちらからは最適化活動の目標ということで、活動内容になっていますが、担い手への農地の利用、集積、集約化に関する目標、あるいは活動計画になっています。

目標等には書かせていただいていますけども、活動計画については、昨年度からも行ってはいますが、あっせん希望等の農地等がありましたら、農業委員会、それから推進委員の報告などを聞きながら情報提供に努めていきたいと思っております。

2番目の遊休農地の解消についてでございますけれども、例年11月頃まで農地パトロールを行っておりますけれども、その調査結果に基づく数値目標ということになっています。

続いて、20ページに進みますが、新規参入の促進ということでございます。参入の希望があった場合には、農業委員、あるいは市、農協、普及センター等と協力しながら、希望者への助言をしたいと考えています。

2の最適化活動の活動目標ということでは、1人当たりの活動日数ということで、一応2日というふうにしておりますけれども、先月、農業委員会活動記録セットとかを配らせていただいておりますけれども、そういった活動記録について、これ以上の活動を求めたいと考えています。

続いて、活動強化月間設定ということで、例年11月に遊休農地の解消ということで農地パトロールをさせていただいておりますけれども、本来、国が推奨する活動の時期としましては8月でございます。もう少し事務局としては早くできないかなということで、9月から10月頃ということで書かせていただいております。ちょっと時期を早められたらなという思いで書かせてもらっています。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長：一部は前段で説明のあった内容でもありますし、今、事務局のほうから申しましたとおりの内容でございますので、これでよろしいか、内容につきましていろいろ質疑なり意見がございましたらお願いします。基本的には報告しておりますので、扱いようがないのはないです。ただ、御意見等はこの場でちょっとお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。極端な形には変わってはおりませんで、大体よく似た形で進めてまいりますのでよろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、御意見も出ませんようでございますので、採決を行いたいと思ひます。本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その先をお願いします。土地改良区の件が書いてあるところをお願いいたします。21ページかな。

報告第1号、土地改良区の解散の認可についての件を報告いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、報告させていただきます。

22ページを御覧ください。

土地改良区の解散の認可について、福岡県より通知がありました。土地改良法第67条第2項の規定に基づき、土地改良区の解散認可をしたという内容です。

解散を認可した土地改良区の名称は、□□土地改良区、解散認可日は令和5年4月3日となっております。

23、24ページにつきましては、公告等の資料、25ページ以降につきましては、土地改良事業計画の概要書及び地図となっております。お読み取りください。

以上、報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

ちなみに、筑紫野市内では土地改良区はこれでなくなってしまうんですかね。

○事務局：なくなる予定でございます。

○議長：完全に土地改良区という名前ですらいろいろな事業を、いろいろというか圃場整備あたり中心に行われてきたやつがなくなってしまうんです。人・農地プランのときに意見を聞いたり、いろいろありましたが、人・農地プランは今度は地域計画に変わりますので、そこに影響はないですね。それでは、質問等ありませんですかね、質疑。

(なし)

○議長：では以上で、ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、農政議案のほうに移ります。

農政議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

まず、番号5-05-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,951平米。農振区分、農用地。利

用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和5年6月11日。終了の時期、令和8年6月10日。期間、3年。10アール当たりの賃借料、総額1万2,000円。備考、更新。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

2ページめくっていただきまして、3ページ目が合計となっております。御覧ください。件数につきましては、更新が11件、新規が6件、計17件。筆数としましては、更新が32筆、新規が13筆、計45筆でございます。面積は合計6万2,892平米でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、ちょっと先ほどの件を。先ほどの3条の件です。現地を見に行こうかと言っておりました。研修会が終わって御希望の方は、自分の車ないしは乗り合わせて一緒に行きたいと思います。ちょっと運転される方には申し訳ございませんが、十分御注意をお願いして行きたいと思います。どうしても都合のある方、その場でお帰りになる方もおられるかと思っております。これは致し方ないかと思っております。

これが初めての案件でございますので、ちょっと現地を見ていただいて。ここいっきの間は一部そういうことをせざるを得ないのかもしれませんが、その折にはぜひ御協力等お願いしたいと思います。

皆様のほうから農業委員会全体のことにつきまして何かございませんか。

(なし)

○議長：それでは、定例会の議事が全て終わりましたので、以上をもちまして、令和5年第5回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。